

大阪高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 不当利得返還等請求控訴事件

国側当事者・国

令和6年6月20日棄却・上告

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年12月7日判決、本資料273号・順号2023-20)

判 決

控訴人(原審原告)	X
同訴訟代理人弁護士	尾崎 彰俊
同	楠 晋一
同	勝俣 彰仁
同	牧 亮太
同	西川 裕也
同	富田 真平
被控訴人(原審被告)	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	針谷 好訓
同	木太 淳一
同	青木 将典
同	小松 啓訓
同	岡 紳史
同	富岡 幸恵
同	今井 航

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2万5307円及びこれに対する令和3年7月24日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、130万円及びこれに対する令和3年7月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

(以下、特記しない限り、略称等は原判決の例により、証拠番号は枝番を含む。)

- 1 草津税務署長は、控訴人が滞納していた平成14年分申告所得税の本税及び延滞税(本件滞

納国税)を徴収するため、控訴人が株式会社A銀行に対して有していた10万0308円の普通預金債権(本件預金債権)を差し押さえ(先行差押処分)、これを取り立てた上、本件滞納国税に充当した(先行充当処分)。控訴人は、これを不服として、被控訴人を相手に、先行差押処分及び先行充当処分(先行滞納処分)の取消等を求めるとともに、国家賠償や不当利得返還を求める訴え(先行訴訟)を提起した。

大阪高等裁判所は、先行訴訟につき、令和元年9月26日、先行滞納処分の取消請求及び先行充当処分の無効確認請求に係る訴えは訴えの利益を欠き却下すべきであるが、先行差押処分の一部は差押禁止の趣旨に反し違法であるとして、不当利得返還請求を認容する判決(先行控訴審判決)を言い渡し、同判決はその後確定した。被控訴人は、令和元年11月8日、控訴人に対し、先行控訴審判決の理由中において被控訴人が保有すべき法律上の原因を有しないと判示された2万5307円(本件返還金)を返還した。

大阪国税局長は、令和3年5月から8月までの間に、控訴人の同年5月分から7月分までの給料債権を差し押さえ(本件各差押処分)、これらを取り立てた上、本件返還金に対応する金額を含む本件滞納国税にそれぞれ充当した(本件各充当処分)。

本件は、控訴人が、先行滞納処分は先行控訴審判決により取り消されておらず、本件滞納国税の消滅の効果は維持されており、被控訴人が本件返還金を返還したからといって、本件滞納国税のうち本件返還金に対応する部分が復活するものではなく、本件各差押処分及び本件各充当処分(本件各滞納処分)により徴収された金銭のうち本件返還金に対応する2万5307円(本件徴収金)は、法律上の原因を欠く利得であり、本件各滞納処分は国家賠償法上違法であるなどと主張して、被控訴人に対し、①民法703条及び704条に基づき、2万5307円及びこれに対する利得発生の日である令和3年7月24日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による利息の支払を求めるとともに、②国家賠償法1条1項に基づき、130万円(慰謝料100万円及び弁護士費用30万円)及びこれに対する不法行為後の日である令和3年7月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 国税徴収法の定め

国税徴収法の定めは、原判決「事実及び理由」第2の3のとおりであり、前提事實は、原判決「事実及び理由」第2の4(以下「原判決前提事實」という。)のとおりであるから、これらを引用する。

3 争点及び争点についての当事者の主張

後記4のとおり当審における控訴人の補充主張を、後記5のとおり当審における争点1に関する控訴人の追加主張及びこれに対する被控訴人の認否反論をそれぞれ加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の5及び6のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の補充主張

(1) 争点1(本件徴収金の法律上の原因の有無等)について

国税徴収法は、配当計算書に基づく配当処分につき、差押処分、これに続く配当処分及び充当処理を一連一体の手続として定めており、同法129条6項の充当処理は、配当計算書に従って交付された換価代金により行われる。国税徴収法は、配当処分の内容と異なる充当の効力(租税債務の消滅の効力)を認めていないといえる。同条2項の充当処理の場合に、

通知や不服申立ての教示がされていることとの対比をも併せ踏まえれば、同条6項の充当処理がされた場合、上記充当処理のとおり租税債務が消滅するというべきであり、この消滅の効果を生じさせないためには、先行する配当処分の取消し又は無効確認を要すると解すべきである。被控訴人が主張するように充当のみが無効であるとする場合、充当処理が行われているのに滞納税金は存在するという不安定な徴税状態を多数生じさせるが、国税徴収法上このような事態に対する対処は設けていないのであり、このことは、上記の解釈を裏付けるといえる。

先行滞納処分では、先行差押処分、これに続く先行配当処分及び充当処理まで完了している。控訴人は、先行訴訟において先行滞納処分の有効性を争ったが、無効確認も取消しもできないことが司法上も確定した。したがって、充当処理により、先行配当処分の配当計算書のとおり租税債務消滅の効果が確定したというべきである。

(2) 争点4（説明義務違反の有無等）について

本件返還金に対応する本件滞納国税債務は、先行滞納処分において充当処理により既に支払われていたものとして処理がされ、被控訴人もこれを前提とした対応を行ってきた。しかし、本件各差押処分の際には、本件滞納国税の額が、本件返還金を含む額とされていたのであるから、消滅したはずの金額がなぜ含まれていたのかその法的根拠を尋ねるのは当然であり、徴収職員には、これを説明すべき義務があった。徴収職員が控訴人に交付した説明を付した滞納税金目録（甲5）には、本件返還金に対応する金額は、不当利得返還金を支払ったために増加した金額である旨の記載があるところ、本件訴訟で被控訴人が主張する内容と合致しないものである上、控訴人による更なる説明の求めに対しては一切説明を行わなかったのであるから、説明義務に違反したといえる。

5 当審における争点1に関する控訴人の追加主張及びこれに対する被控訴人の認否反論

(1) 消滅時効

ア 控訴人の追加主張

令和3年5月分の給与の差押処分（本件差押処分1）は、令和3年5月18日にされているが、その前の時効中断事由は、遅くとも平成28年2月18日の先行配当処分である。本件差押処分1の時点では、本件滞納国税の消滅時効が完成している。本件各滞納処分は、消滅時効完成により消滅した租税債権を徴収したことに帰するから、本件徴収金相当額につき被控訴人に不当利得が成立する。

イ 被控訴人の認否反論

本件滞納国税については先行差押処分の取立日の翌日である平成28年2月18日から新たに進行するところ、草津税務署職員は、令和3年1月30日に納付を催告し、大阪国税局徴収職員は同日から6月以内の同年5月18日に本件差押処分1を行っており、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効は中断している。

(2) 信義則違反及び権利濫用

ア 控訴人の追加主張

被控訴人は、先行滞納処分時から充当の有効性を主張し、控訴人の審査請求をする法律上の利益を奪い、先行訴訟でも控訴人の主張を最後まで争い続け、一貫して租税債務の消滅を前提に行動してきた。先行訴訟で敗訴したからといってその態度を反転させ、租税債務は消滅していなかったとして再び本件各滞納処分により徴収することは、信義誠実に反

し又は権利濫用に該当する。

イ 被控訴人の認否反論

被控訴人が、先行訴訟と異なり租税債権が消滅していなかったと主張するのは、先行訴訟において主張が認められず敗訴したことに基づくものであるから、信義誠実に反するものではない。また、被控訴人は、確定した先行控訴審判決に基づく不当利得の返還等を行い、改めて、国税徴収法に基づき本件滞納国税について本件滞納処分を執行したにすぎず、何ら権利濫用に該当するものではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原審と同じく、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。

その理由は、後記2のとおり、当審における控訴人の補充追加主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第3（以下「原判決第3」という。）のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補充追加主張に対する判断

(1) 争点1（本件徴収金の法律上の原因の有無等）について

ア 控訴人は、国税徴収法は、配当計算書に基づく配当処分においては、差押処分、これに続く配当処分及びこれに基づく充当処理を一連一体の手續として定めており、充当の効力のみ切り離すことを認めておらず、租税債務消滅の効果を生じさせないためには、先行する配当処分の取消し又は無効確認を要する旨主張する。

しかし、原判決第3の1のとおり、滞納者の責任財産に含まれない財産による充当処理は、先行する差押処分や配当処分の取消し等を経るまでもなく当然に無効であって、この充当処理により租税債務消滅の効果は生じないというべきである。配当処分の取消し又は無効確認がされない限り充当による租税債務消滅の効果は消滅しない旨の控訴人の主張は、充当処理が無効で債務消滅の効果が生じないことを理由に不当利得を認めた先行控訴審判決にも反するものであって、採用することはできない。

また、控訴人は、国税徴収法129条2項の充当処理の場合との対比から、同条6項の充当処理の場合にも配当処分の内容のとおり租税債務の消滅の効果が認められる旨主張する。

しかし、同条2項の充当処理は、金銭を取り立てた場合や交付要求に従った金銭の交付があった場合には、配当処分を経ずに直ちに充当が行われるため、充当処理を契機としてその通知や不服申立ての教示がされるのであり、配当処分が先行する同条6項の充当処理とは場面を異にするのであり、控訴人の上記主張を採用することはできない。

さらに、控訴人は、充当の効力のみが否定されると、充当処理が行われているのに滞納税金は存在するという不安定な徴税状態を多数生じさせる旨主張する。

しかし、充当処理が無効で不当利得金が返還された場合に滞納税金が存在することは、不安定な徴税状態ということとはできず、控訴人の主張を採用することはできない。

イ 控訴人は、本件各差押処分の時点で本件滞納国税は時効消滅していた旨主張する（当審における追加主張）。

しかし、被控訴人は、先行差押処分により平成28年2月17日に本件預金債権を取り立てているところ（原判決前提事実（2）イ（ア））、令和3年1月29日付けの文書で同月30日に本件滞納国税の納付を催告し（乙51～54）、6か月以内の同年5月18日

に本件差押処分1を行っている（原判決前提事実（7）ア（ア））。したがって、本件滞納国税の消滅時効は中断している。

ウ 控訴人は、被控訴人が、先行訴訟の敗訴後、本件滞納国税が消滅していなかったとして本件各滞納処分により徴収することは、信義誠実に反し又は権利濫用に該当する旨主張する（当審における追加主張）。

しかし、原判決前提事実（5）から（7）までのとおり、被控訴人は、先行控訴審判決の確定を受けて本件返還金の返還等を行い、その上で、本件各滞納処分に至っている。本件返還金発生の前提となる「差押禁止の趣旨に反する差押処分であったか否か」は、預貯金に対する差押えが原則として有効であることを前提に、例外的かつ実質的な検討・判断の結果確定することも併せ踏まえれば、先行訴訟で充當の有効性を主張したが敗訴した場合にその結論に従った上、これを前提として後行の行為を行うことは、何ら信義則に違反し又は権利濫用に該当するものではない。

（2）争点4（説明義務違反の有無等）について

控訴人は、先行滞納処分により消滅したはずの金額がなぜ含まれていたのかその法的根拠を尋ねるのは当然であり、徴収職員には、これを説明すべき義務があった旨主張する。

しかし、原判決第3の3（2）のとおり、控訴人が主張する説明義務を認める法的根拠はなく、控訴人が疑問に思ったからといって、法的な説明義務が生じるものではない。徴収職員が一種の便宜供与として行った説明も、国家賠償法上の違法を基礎付けるものではなく、控訴人の上記主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 瀬戸 茂峰

裁判官 石本 恵